

春日市市民表彰推薦要領

春日市の表彰のしくみ

- 市では、政治、経済、福祉、教育、文化などの分野で市の発展に貢献された方や市民の模範となる方を「春日市表彰条例」により、毎年11月に表彰しています。
- 表彰には、次の4つの種類があります。
 - ①自治功労表彰
 - ②自治表彰
 - ③市民表彰（市民功労表彰、市民活動表彰、市民文化賞、市民スポーツ賞）
 - ④特別表彰
- 自治功労表彰と自治表彰は、市の特別職（市長、議員、委員等）として功績があった方を表彰します。
- 「市民表彰」は、地域の振興や市政の発展に協力されたり、様々な分野で活躍された市民（団体を含みます。）又は市に還元される活動で活躍した市外住民（団体を含みます。）の方々を表彰します。
- 特別表彰は、特別の功績や特別の活躍により、市や市民の誇りとなる方を表彰します。

市民表彰を受ける人の推薦

- 市民表彰については、市民の皆さんや各種団体からの推薦も受け付けています。皆さんの周りに市民表彰の対象になると思われる方がいらっしゃる場合は、ぜひ推薦してください。
- 推薦の対象となるのは、「市民表彰の選考基準」（この要領の3～6ページに抜粋を記載）に該当する方です。

審査と表彰を受ける人の決定

- 市民の皆さんなどから推薦いただいた候補者については、市の関係所管から推薦があった候補者とともに、市の表彰審査委員会（副市長、部長などで構成）における審査を経て、表彰の可否を決定します。
- 審査の結果については、推薦書を提出していただいた方に文書でお知らせします。
- 被表彰者の氏名（団体名）、功績及び地区名は、市報及び市のウェブサイトで公表します。

推薦の方法

- 推薦に当たっては、春日市市民表彰推薦書（この要領の7ページ）を使用してください。推薦書に必要事項を記入し、必要に応じて参考となる資料などを添付してください。
- 年齢と活動年数については、令和3年6月30日現在で記入してください。
- 推薦書は、6月30日（水）（必着）までに、市役所総務課総務担当（市役所2階）へ郵送又は直接提出（メール及びFAX不可）してください。

推薦書の提出先（問合せ先）

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

春日市 総務部 総務課 総務担当

電話番号 092（584）1111（内線2503）

市民表彰の選考基準（抜粋）

市民功勞表彰（地域の振興、市政の発展等に寄与し、その功績が顕著な者）

(1) 市又は国県等からの委嘱等を受けて、地域の振興、市政の発展等に寄与し、顕著な功績があった者（12年以上）

- 学校医、保護司、民生委員、人権擁護委員、行政相談委員、少年補導員、学校運営協議会委員（委員の選出区分が校長、教職員及び関係行政機関の職員である者を除く。）など市や国県等からの委嘱等を受けて、地域の振興、市政の発展等のために12年以上活動し、功績のあった方が対象となります。
- 原則として、同一の職の在職期間が12年以上あった方が対象となります。

(2) 公共的団体等の代表者等として、地域の振興、市民生活の向上等に顕著な功績があった者（12年以上）

- 公共的団体等とは、市内において、公共的活動をする団体等（規約等の定めのある団体に限る。）のことをいいます。例えば、地区自治会、子ども会育成会、シニアクラブ、文化スポーツ団体、商工会、農業協同組合、社会福祉法人、福祉・保健団体、公益法人等のことです。
- 原則として、同一の団体等での代表者等の期間が12年以上あった方が対象となります。
- ただし、地域を包括する団体である地区自治会においては、代表者等（会長職及び副会長職をいう。）の在職期間が4年以上で、かつ、会長職の在職期間が2年以上である者について、顕著な功績があると認められる場合に限り、この期間に当該地区自治会での役員等（各団体等の規約に定められているものに限る。）の在職期間を加算することができます。

(3) 市に100万円以上（団体にあっては300万円以上）の金品又は不動産の寄附をした者。ただし、条例に基づく表彰の趣旨になじまないものは除く。

- 条例に基づく表彰の趣旨になじまないものとは、次に掲げるようなものです。
 - ア 特定の名入りの物品の寄附
 - イ 宅地開発に伴う寄附
 - ウ 道路又は水路の寄附
 - エ 児童・生徒の卒業記念寄附

(4) (1)から(3)に掲げる者のほか、地域福祉の充実、地域産業の発展、市民生活の向上等に寄与したことにより、特にその功労を表彰するに値すると認められる者

(例えば、次のような場合が該当します。)

- 市内の民間福祉施設の保育士、指導員、相談員等として、指導的立場で活動し、その功績が顕著な方（同一の施設に20年以上勤務した方に限ります。）
- 市内の私立幼稚園の教諭として、園長等の指導的立場で活躍し、その功績が顕著な方（同一の園に20年以上勤務した方に限ります。）
- 市内の中小企業の勤労者として、勤労尊重の気風を培い、特に他の模範となる方（同一の企業に20年以上勤務した方に限り、経営者の同一家族及び三親等以内の親族は除きます。）
- 同一の職業を20年以上経験した方であって、その職業において優秀な技能を有し、他の模範となる方（全国規模の技能大会等において顕著な成績を収めた方については、経験年数が20年に満たない場合も可能です。）
- 発明、発見、改善、工夫、改良等により、産業の発展、市民生活の向上等に顕著な功績を上げた方

市民活動表彰（ボランティア、善行等の活動において、その功績が顕著な者）

(1) 事故、災害等において人命を救助し、又は被害の拡大防止に著しい功績があり、他の模範となる者

- 公務員、消防団員等がその職務の範囲において行った行為については対象となりませんが、その職責を超え、又は職務外において行った行為については対象となります。

(2) 社会福祉、環境保全、交通安全、防犯、保健医療、国際交流その他の分野におけるボランティア活動に努め、その功績が顕著な者（個人7年以上、団体15年以上）

- 同一のボランティア活動を長期間継続して実施した方（個人7年以上、団体は15年以上）で、その規模、密度、困難性、成果等を勘案して、それぞれの分野で特に他の模範となる場合が対象となります。
- 対象となるボランティア活動は、市内において、又は市民の方を対象とした活

動が対象となります。

(3) 文化、スポーツその他の市民活動の指導者として顕著な功績がある者（15年以上）

- 15年以上活動した方の中から、その規模、密度、困難性、成果等を勘案して、それぞれの分野で特に他の模範となる方が対象となります。
- 地域、公民館、団体、道場等において、原則として無報酬で文化、スポーツ、生涯学習、レクリエーション等の指導を行い、青少年の健全育成や市民の生きがい、健康づくり等に寄与している方が対象となります。

(4) (1)から(3)に掲げる者のほか、その奉仕内容、善行等が他の模範となり、特にその活動を表彰するに値すると認められる者

- (1)から(3)までのいずれにも該当しない場合で、特に表彰に値すると認められる方が対象となります。

市民文化賞（学術、芸術又は文化活動において、その活躍が顕著な者）

(1) 全国規模以上の権威のある大会において顕著な活躍をし、市及び市民の誇りとなる者

- 権威ある大会とは、その歴史、規模、知名度等において国民の間に評価が定着しているものをいいます。
- 顕著な活躍とは、権威ある大会（コンクール、公募展等）において、3位以内又はこれに相当する賞を受賞したことをいいます（表彰の対象となるのは、過去3年以内のものとしします。）。

(2) 伝統文化の保存に顕著な功績がある者

- 伝統文化には、文化財、祭り、伝統工芸等が含まれます。

(3) その他学術、芸術又は文化活動について全国的に高い評価を受けている者

- 学術研究分野や文芸分野における著名な賞（芥川賞など）を受賞した方
- 多年にわたる学術、芸術又は文化活動において優れた功績を残し、全国的な評価が定着している方
- 芸能活動における活躍により、市民に愛着をもたれ、その評価が定着している方

* 市民文化賞は、市民及び市にゆかりのある方を対象とし、プロ・アマを問いません。

市民スポーツ賞（スポーツ活動において、その活躍が顕著な者）

(1) 全国規模以上の権威のある大会において顕著な活躍をし、市及び市民の誇りとなる者

- 権威のある大会とは、その歴史、規模、知名度等において国民の間に評価が定着しているものをいいます。
- 顕著な活躍とは、全国大会における3位以内、世界大会における入賞、日本記録を達成した場合等をいいます（表彰の対象となるのは、過去3年以内のものとしします。）。
- 全国規模の大会でない場合でも、公認の日本記録であれば対象となります。

(2) その他スポーツ活動について全国的に高い評価を受けている者

- スポーツ活動によって、市民の間に評価が高く、又は愛着をもたれ、市及び市民の誇りとなる方をいいます。

* 市民スポーツ賞は、市民及び市にゆかりのある方を対象とし、プロ・アマを問いません。